

公益社団法人 我孫子市シルバー人材センター

会 員 就 業 規 程

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人 我孫子市シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款第3条の規定に基づき、会員の就業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(センターにおける就業)

第2条 センターは、会員が自発的な働く意欲と希望によりその能力を発揮できる就業の機会を提供し、相互共助、共働の実をあげるものとする。

2 会員は、就業に当たって社会的地位、門地、性別、信条、宗教、国籍などの理由で差別的取扱いを受けないものとする。

第 2 章 就 業

(仕事の受注)

第3条 センターにおける仕事の受注は、会員から付託を受けセンターが一括してその交渉に当たるものとし、会員は、発注者と受注又は作業条件等につき、直接の交渉当事者とならない。

(就業における配分等)

第4条 センターは、受注した仕事について、会員に対し就業確認書（様式第1号）により就業の内容、場所、期間及び配分金等について明示し、その同意を得て配分するものとする。また、センターは会員の就業に対し適切な助言を行うものとする。

2 会員は、配分された就業に同意したときは誓約書（様式第2号）を会長に提出しなければならない。

3 会員は、就業報告書を携帯し、契約内容に即した仕事に従事した上、その状況を就業報告書に記録し、本人及び発注者の確認を行い、就業の終了又は就業報告書締切期日後、就業報告書を速やかにセンターに提出しなければならない。

(健康と能力に応じた就業と安全衛生)

第5条 センターは、その受託した業務との関係において、就業会員の安全衛生、災害防止等に配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努力するものとする。

(就業上の留意事項)

第6条 会員は、就業に当たり相互に次の点に留意すること。

- (1) センターから提供された業務について誠実に履行するよう努めること。
- (2) やむを得ない事情で就業ができない場合は、事前にセンターに届けること。
- (3) 就業上知り得た業務上の機密事項及び発注者の不利益になることは他に漏らさないこと。
- (4) 就業に当たっては、公益社団法人 我孫子市シルバー人材センター安全就業規程を活用し、安全衛生の確保及び災害発生の防止に努めること。
- (5) 就業に先立ち業務の契約内容を十分把握し、契約以外の作業を実施してはならない。

(信用の保持)

第7条 会員はセンターの信用を傷つけ、又はセンターの不名誉となるような行動をとってはならない。

(就業の終了)

第8条 センターは、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その就業を終了するものとする。

- (1) 定款第10条の規定により会員の資格を喪失したとき。
- (2) 会員から就業を取りやめたいと申し出があったとき。
- (3) 就業上の適正が認められないと判断されるとき。
- (4) 発注者から正当な苦情の申出があったとき。
- (5) 休業が30日を超えるとき又は30日を超えて就業が困難と認められるとき。
- (6) 天災地変やその他やむを得ない事由によって仕事の継続が不可能となったとき。
- (7) その他、センターの運営上、必要と認めたとき。

第 3 章 共 同 作 業

(共同作業の留意事項)

第9条 会員が共同作業を必要とする場合は、第2章の就業に関する定めに加え、次の点に留意すること。

- (1) グループリーダーは、就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休憩時間、会員相互の連携及び発注者との打合せなどにつき、センターに協力すること。
- (2) 就業会員は、業務の遂行について相互に助け合い協力すること。

- (3) 就業会員は、常に明るい雰囲気の下で就業できるよう、共同責任分担の精神をもって努力すること。
- (4) 就業会員が就業中、ケガ又は身体や健康状態の異常等の不測の事態が発生したときには、共同作業中の会員は、直ちにグループリーダー及びセンター又は発注者に連絡を行う等の応急の措置をとること。

第 4 章 傷 害 保 険

(傷害保険)

- 第10条 会員の就業中などにおける死傷病については、「シルバー人材センター団体傷害保険」約款の定めるところにより、補償されるものとする。
- 2 傷患者、共同作業会員又は会員の家族は、事故後遅滞なくその内容等をセンターに届けて指示に従わなければならない。

第 5 章 損 害 保 険

(損害保険)

- 第11条 会員が就業中、発注者又は第三者の身体若しくは財物に損害を与えたときは「シルバー人材センター総合賠償責任保険」約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。
- 2 会員の故意又は重大な過失による、又は自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任が発生したときなど「シルバー人材センター総合賠償責任保険」で担保できない賠償は、会員が負うものとする。

附 則 (平成23年12月15日理事会議決)

この規程は、公益社団法人 我孫子市シルバー人材センターの設立の登記の日 (平成24年4月1日) から施行する。

附 則 (平成25年2月21日理事会議決)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、理事会決議の日 (平成26年1月23日) から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行日前に提出された誓約書の取扱いについては、改正後の公益社団法人我孫子市シルバー人材センター会員就業規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成26年9月18日理事会議決)

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（令和４年１０月３１日理事会議決）
この規程は、令和４年１２月１日から施行する。